

新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応

令和2年7月8日
リスク管理室会議決定
(令和3年3月31日一部改正)

本校学生、教員及び技術職員から新型コロナウイルス感染者が確認された場合、下記のように対応する。（事務職員については、保健所と協議の上、別途、対応する。）

記

学生から感染者が出た場合

1. 学生がPCR検査を受けることになった時点で、本人又は保健所から学校へ連絡がある。
2. PCR検査結果、陽性であった場合は、次の手順で対応する。
 - ① 結果判明以降、可能な限り所属するクラス及びクラブの学生を学校内に待機させ、保健所の調査に協力する。
 - ② 保健所の調査等により、濃厚接触者の範囲を確定する。
 - ③ 感染者が寮生であった場合、寮生全員を自室に待機させ、保健所の調査等に協力する。
 - ④ 濃厚接触者の範囲が確定した後、濃厚接触者以外の寮生は、必要に応じて帰省させる。
(公共交通機関を利用せず、原則、保護者の送迎とする。)
 - ⑤ 濃厚接触者と判定された寮生については、速やかにPCR検査を依頼し、陰性と判定された者は必要に応じて帰省させる。(公共交通機関を利用せず、原則、保護者の送迎とする。なお、判定後も2週間は経過観察を行うこと。)
 - ⑥ 濃厚接触者と判定された寮生の待機中の対応については、その人数や範囲に応じて定める。
 - ⑦ 寮内待機期間中は、食事は弁当で提供し、入浴等についても個別に管理を行い感染拡大防止に努める。
3. 新型コロナウイルス感染が判明した翌日からの学校運営（登校禁止の期間および範囲の設定等）について保健所等と協議の上決定し、速やかに学生、保護者及び関係者に周知する。

教員・技術職員から感染者が出た場合

1. 教員・技術職員がPCR検査を受けることになった時点で、本人又は保健所から学校へ連絡がある。
2. PCR検査結果、陽性であった場合は、次の手順で対応する。
 - ① 結果判明以降、可能な限り同学科（課）又は同室の者は、保健所の調査に協力する。
 - ② 保健所の調査等により、濃厚接触者の範囲を確定する。
 - ③ 濃厚接触者と判定された者は、速やかにPCR検査を依頼する。
3. 新型コロナウイルス感染が判明した翌日からの学校運営（登校禁止の期間および範囲の設定等）について保健所等と協議の上決定し、速やかに学生、保護者及び関係者に周知する。